

## 11月12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものです。

そこで、国は11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」までの2週間を、女性に対する暴力をなくす運動期間と定めています。

暴力のない社会づくりを目指すため、女性に対する暴力を決して見逃さないでください。あなたやあなたの身近な人が暴力を受けて困っていたら、ひとりで悩まずに相談してください。

☆詳しくは、男女共同参画担当へ。



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

### ▼女性への暴力に関する相談

相談窓口	日時
昭島市役所 女性悩みごと相談 ☎544-5130	水曜日の午後1時～4時 ※予約制
昭島市役所 ひとり親・女性相談 ☎544-5111(代)	平日の午前8時30分～午後5時 ※予約制
東京ウィメンズプラザ ☎03-5467-2455	毎日、午前9時～午後9時 ※土・日曜日、祝日を含む
東京都女性相談センター ☎03-5261-3110	平日の午前9時～午後8時
東京都女性相談センター多摩支所 ☎042-522-4232	平日の午前9時～午後4時
昭島警察署生活安全課 ☎546-0110(代)	平日の午前8時30分～午後5時15分

※いずれも年末年始を除きます。

夜間・緊急時は、警察110番(事件発生時)、または、東京都女性相談センター☎03-5261-3911へ。

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

人権擁護委員及び法務局職員が、女性に関わる人権問題の相談に、電話で応じます。

◇日時

\*11月18日(月)～22日(金)の午前8時30分～午後7時

\*11月23日(祝)・24日(日)の午前10時～午後5時

◇電話番号 0570-070-810

☆詳しくは、東京法務局人権擁護部第二課☎03-5213-1234へ。

## 「Hi,あきしま」48号を発行

「Hi,あきしま」は、男女共同参画社会の実現を目指し、公募の市民委員が編集する情報誌です。

48号では、地域づくりをテーマに、市内の高齢福祉や子育て支援の分野で活動している方の取り組みなどを紹介しています。

なお、「Hi,あきしま」は、市役所企画政策課で無料配布しています(48号のみ市の主な施設でも配布)。

また、市ホームページでもご覧いただけます。

☆詳しくは、男女共同参画担当へ。



### 回答

SMSから偽サイトに導き

スマートフォンで利用されているところ、間違えなく該当のアカウントで利用されているため通信料金と一緒に請求されるということですが、支払いたくない。

スマートフォンで利用されているところ、間違えなく該当のアカウントで利用されているため通信料金と一緒に請求されるということですが、支払いたくない。

ただし、不正利用の被害は必ず補償されるとは限りません。アカウント情報などを不正利用されないためには、審査SMSなどに記載されたリンク先にアクセスしないよう注意しましょう。

☆詳しくは、消費生活センター☎54493399へ。

### 相談

消費生活センターに相談のあった事例をもとに、トラブルへの対応を紹介します。

携帯電話会社から、「今月の利用料金が高額となっております」というSMS(ショートメッセージ)が届いた。記載されていたリンク先を開くと、アカウントの入力画面が表示されたので、IDやパスワードなどを入力した。

すると翌日、9万円のインターネットショッピング利用代金を決済したとメールが届いた。身に覚えがないので携帯電話会社に問い合わせたところ、間違いなく該当のアカウントで利用されているため通信料金と一緒に請求されるということですが、支払いたくない。

今回の相談では、アカウント情報が盗まれて第三者がインターネットショッピングで不正利用し、代金が相談者に請求されたものです。

携帯電話会社は、初めは請求する姿勢でしたが、同様のトラブルが多発したことから、規約を改正し、詐欺などによる不正利用の被害について補償することを決めました。

そのため、相談者には、携帯電話会社へ再度問い合わせるよう伝えました。

## 消費生活センター フィッシング詐欺に注意

